

## 平成28年度 豊橋市保育料徴収額表

(第3階層～第5階層のa欄は、ひとり親世帯等に該当する場合)

階層区分	階層	利用者負担額(月額・円)							教育認定	
		保育認定								
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児				
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間			
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税 所得割非課税世帯	2	6,300 (3,150)	6,000 (3,000)	4,200 (2,100)	3,900 (1,950)	3,500 (1,750)	3,200 (1,600)	1,500 (750)		
市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	48,600円未満	3	a	4,950	4,800	4,400	4,250	3,600	3,450	2,250
			b	10,900 (5,450)	10,600 (5,300)	9,800 (4,900)	9,500 (4,750)	8,200 (4,100)	7,900 (3,950)	5,500 (2,750)
	48,600円以上 73,000円未満	4	a	7,850	7,700	7,350	7,200	6,150	6,000	4,000
			b	15,700 (7,850)	15,400 (7,700)	14,700 (7,350)	14,400 (7,200)	12,300 (6,150)	12,000 (6,000)	9,000 (4,500)
			a	11,100	10,900	9,750	9,600	8,200	8,050	5,100
	73,000円以上 116,000円未満	5	a	22,200	21,800	19,500	19,200	16,400	16,100	11,200
			b	(11,100)	(10,900)	(9,750)	(9,600)	(8,200)	(8,050)	(5,600)
	116,000円以上 163,000円未満	6	a	30,300	29,800	21,200	20,900	17,800	17,500	12,800
			b	(15,150)	(14,900)	(10,600)	(10,450)	(8,900)	(8,750)	(6,400)
	163,000円以上 209,000円未満	7	a	39,000	38,400	22,200	21,800	18,700	18,400	13,400
			b	(19,500)	(19,200)	(11,100)	(10,900)	(9,350)	(9,200)	(6,700)
	209,000円以上 340,000円未満	8	a	48,000	47,200	23,300	22,900	19,600	19,300	16,000
			b	(24,000)	(23,600)	(11,650)	(11,450)	(9,800)	(9,650)	(8,000)
	340,000円以上 397,000円未満	9	a	53,000	52,100	27,600	27,100	23,200	22,800	18,600
			b	(26,500)	(26,050)	(13,800)	(13,550)	(11,600)	(11,400)	(9,300)
	397,000円以上	10	a	58,000 (29,000)	57,000 (28,500)	32,000 (16,000)	31,500 (15,750)	26,900 (13,450)	26,400 (13,200)	18,600 (9,300)

1. 階層区分認定は、父母のみの税額によりますが、父母が市町村民税を課税されていないときは、同一世帯の祖父母の税額による場合があります。(教育標準時間認定(以下「教育認定」という。)は、父母の課税の有無に関わらず、児童を扶養している者の税額を合算します。)
2. この表の年齢区分は、クラス年齢によるものとします。(年度途中は年齢区分の変更を行いません。)  
※ 3歳未満児：平成25年4月2日以降に生まれた児童  
3歳児：平成24年4月2日～平成25年4月1日に生まれた児童  
4歳以上児：平成22年4月2日～平成24年4月1日に生まれた児童
3. 同一世帯から他の保育園、認定こども園、幼稚園等を利用している児童を含め、2人以上入園の場合、2人目が( )内の額となります。  
なお、同時在園児3人目以降は無料となります。(教育認定は、小学校1～3年生までの兄姉がいる場合、その児童もカウントします。)
4. 教育認定における市町村民税所得割課税額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯及び保育認定における市町村民税所得割課税額57,700円未満(4階層の一部まで)の世帯は、カウントする子の年齢に関係なく、世帯の2人目は( )内の額、3人目以降は無料となります。  
ただし、カウントする子は保護者と生計が同一の場合に限ります。
5. 18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、2階層から6階層と認定された3人目以降は無料、7階層以上と認定された3人目以降は各々階層にある金額の2分の1(10円未満切り捨て)の額となります。
6. 次の世帯について、2階層と認定された場合は無料となります。また、市町村民税所得割課税額77,101円未満(5階層の一部まで)の世帯の1人目の徴収額は、各階層のaの額、2人目以降は無料となります。
  - 児童扶養手当、愛知県遺児手当、豊橋市母子父子福祉手当の支給対象世帯
  - 母子父子家庭等医療費助成の対象世帯
  - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯
7. 上記3～6に該当する世帯については、各々の児童に最も有利となる取扱いによる徴収額とします。
8. この表の市町村民税所得割額は、4月から8月分までは、平成27年度分、9月分以降は平成28年度分を適用します。(配当控除、外国税額控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等を行う前の税額を使います。)  
また、非婚のひとり親家庭に対し、申請に基づき寡婦(夫)控除をみなし適用します。

#### 【経過措置】

平成27年度の保育料改正に伴い実施した経過措置は、平成28年3月分の保育料においてこの経過措置の適用を受けている場合に限り、改めて下記のとおり経過措置を適用します。

- ◎4月分～8月分の保育料は、新保育料表において、平成28年3月分保育料より高い額となる場合にのみ、平成27年度の保育料表による経過措置適用後の保育料に相当する金額の階層とします。ただし、保育時間の変更による保育料の上昇は除きます。
- ◎9月分～3月分の保育料は、8月分の保育料において、上記の経過措置を適用する前の階層と同じ場合に限り、引き続き適用します。

これらの措置は、平成28年度に限り適用し、期間中税の修正申告、保育料の算定基礎となる対象者(父、母等)の変更等による税額変更に伴い、上記経過措置を適用する前の階層に変更が生じたときは、以降適用しません。  
なお、平成28年4月1日以降に入園する児童については、平成28年3月末日までに既に入園している児童の兄弟姉妹であっても、これらの経過措置は適用しません。